

令和6年度 橿原市職員選考試験受験案内

法務専門官

(任期付短時間勤務職員)

■採用予定日：令和7年4月1日

■申込受付期間：令和6年10月18日(金)午前9時～10月31日(木)午後5時
(webフォーム、持参または郵送で申込みを受付けます。)

1 募集職種・採用予定人員・受験資格など

募集職種	任期	採用予定人員	受験資格(各項目をすべて満たす人)
法務専門官	3年 (※)	2名	① 昭和24年4月2日以降に生まれた人 ② 弁護士名簿に登載されている人 ③ 弁護士としての実務経験が3年以上ある人
主な業務内容			
・市の施策における法的妥当性や法令適合性の検証 ・職員、教職員からの法律相談に対する助言・指導、研修の実施 ・橿原市が当事者となる訴訟手続 ・行政不服審査法等の法令に基づく不服申立への対応 ・公益通報(内部・外部)への対応			

(※) 任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日

(ただし、勤務成績を考慮して令和13年3月31日までの範囲で任期を更新する場合があります。)

◆以上の受験資格要件を満たす人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 橿原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有しない者

◆上記資格要件を満たさない等の事項があれば、合格(採用)を取り消します。

◆受験者の試験成績が一定水準以下の場合は、採用人数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 試験日程等

	第1次試験	第2次試験
試験内容	書類審査	個人面接
日時	申込受付期間： 令和6年10月18日（金）午前9時～ 10月31日（木）午後5時 上記期間内に申込書類を提出してください。	11月下旬（予定） 詳細は、第1次試験合格者に別途通知します。
合格発表	11月上旬予定	12月上旬予定
	合否に関わらず全員に通知します。	

◆ 当委員会が指定した第2次試験の日時は、変更することができません。

3 応募手続

ホームページより受験申込書入手し、以下のいずれかの方法で申込受付期間中に提出してください。
なお、受付期間中に必着としますので、遅れないよう十分にご注意ください。

《webフォームの場合》

ホームページに記載する URL から申込書のデータをご提出ください。

《持参・郵便の場合》

この受験案内の末尾に記載する連絡先へ提出してください。

持参の場合は、開庁時間である午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。

4 合格から採用まで

◆ 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し 令和7年4月1日付で採用します。

◆ 受験資格を欠いていることまたは申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格（採用）を取り消します。

5 給与・勤務条件等

◆ 給与（令和6年4月基準の参考であり、採用日までに条例等改正があれば変更になることがあります。）

給与月額（榎原市給料表8級、地域手当・管理職手当を含む）

法務専門官 約215,000円 *年収ベース 約299万円（採用2年目）

・給与は、採用前の経歴等に応じて、加算される場合があります。

・上記年収は、期末・勤勉手当を含みます。また、通勤手当等が支給条件に応じて支給されます。

◆ 勤務時間：8：30～17：15（12：00～13：00は休憩時間）

ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

◆ 勤務日：週2日勤務（週16時間以内） 勤務日は相談に応じます

◆ 休暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、看護、介護等）などがあります。

◆ 弁護士会の会費等は、自己負担となります。

6 その他

- ◆当該試験に関して提出された書類はお返ししません。取得した個人情報については、今回の職員選考試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。

◆問い合わせ先

〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号 橿原市役所人事課内

橿原市採用試験委員会 電話 0744-22-4001
